

# JIS

## 自動車用つや出しワックス

JIS K 2236 : 1997

(2008 確認)

平成 9 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS K 2236-1985は改正され、この規格に置き換えられる。

JIS K 2396との整合化を図り、不要な項目は削除した。

JIS K 2236には、次に示す附属書がある。

附属書(規定) ワックスの種類における分類試験方法

---

主 務 大 臣：通商産業大臣      制定：昭和 49. 7. 1      改正：平成 9. 11. 20

官 報 公 示：平成 9. 11. 20

原案作成協力者：日本オートケミカル工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 消費生活部会（部会長 小見山 二郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部消費生活規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 自動車用つや出しワックス

K 2236 : 1997

Polish for automobiles

**序文** この規格を適用するに当たっては、その規格が引用している規格も同時に参照しなければならない。また、本製品の使用上類似である製品に関しては、JIS K 2396(自動車用つや出しコーティング剤)があるが、主成分及び耐久性などが異なり、使用前の洗浄方法が異なる場合があるため、この規格とは一本化はできない。今般のつや出しワックス規格の改正は、規格様式を含めて全面見直しを行い改正したもので、改正点は密度、はっ水性、耐候性、金属に対する影響、ゴムに対する影響、プラスチックに対する影響を新規項目として採用し、耐水光沢度に関しては測定精度の不明確さ及びはっ水性、耐候性の採用によって削除した。

**1. 適用範囲** この規格は、自動車の車体塗装表面のつや出しに用いるつや出しワックス(以下、ワックスという。)について規定する。ただし、はっ水性をもたないつや出しワックス及び補修用つや出しワックス、並びにコーティングつや出し剤には、適用しない。

**備考** つや出しワックスは、ろう類、シリコン、溶剤などを混合したもので、塗装表面に容易に塗付することができ、塗面に光沢・保護性を与えるように作ったもの。

**2. 引用規格** 付表1に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

**3. 種類** ワックスの種類は、表1のとおりとする。

表1 種類

種類	形状	記号
1種	固形 <sup>(1)</sup>	WH
2種	ねり状 <sup>(2)</sup>	WS
3種	液状 <sup>(3)</sup> ( <sup>4</sup> )	WL

注<sup>(1)</sup> 附属書(規定)によって測定したちょう度が120以下で、常温で表面変形がないもの。

<sup>(2)</sup> ペースト状又はねり状で、1種、3種に該当しないもの。

<sup>(3)</sup> 附属書(規定)によって試験し、フォードカップから流出可能なもの。

<sup>(4)</sup> エアゾール及びスプレー製品は、3種に相当するものとして評価する。

**4. 品質** ワックスの品質は、5.によって試験したとき、表2のとおりとする。